

令和7年度随意契約一覧表【総務部】

令和7年7月1日から令和7年9月30までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
課税課	令和8年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	令和7年7月14日	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	令和7年7月15日～令和7年10月31日	2,520,540	令和8年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市域内及び近隣市町村地価に精通した不動産鑑定士を多数擁し、鑑定士間の情報交換や調整を図る体制を有しているため。
課税課	家屋評価システム「HYOCA-Z Web」システム更新業務	令和7年8月1日	日本電子計算株式会社大阪支店	契約日の翌日～令和7年11月28日	4,342,800	日本電子計算株式会社のクラウド環境に家屋評価システム「HYOCA-Z Web」を稼働させるため、仮想サーバを構築する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、家屋評価システム「HYOCA-Z Web」は、日本電子計算株式会社のクラウド環境にてシステムの稼働及びデータのバックアップを行っている。システム標準化に対応すべく、同社の新たなクラウド環境にて家屋評価システムを稼働できる仮想サーバを構築する必要があるため。
課税課	令和9基準年度の固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務	令和7年10月1日	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	契約日の翌日～令和8年3月24日	15,668,290	令和9基準年度の固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	固定資産の鑑定評価は、市域内、近隣市町村及び他の公的土地区画整理事業の面的な均衡を図ることが重要です。このような観点から、平成9年度以降評価替えについては、府内各市町村が（公社）大阪府不動産鑑定士協会と契約し、鑑定士相互間における情報交換や均衡調整を図る体制を整備してきました。令和9基準年度評価替えについても均衡調整を行うことができるよう（公社）大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。
課税課	家屋評価システムに関するクラウドサービス使用業務	令和7年9月30日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和8年1月1日～令和12年12月31日	6,732,000	固定資産税家屋評価システム（HYOCA-Z Web）ソフトウェアを利用するため必要な機器、通信回線、通信設備に関する使用契約（保守業務を含む）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	家屋評価システム「HYOCA-Z Web」は、日本電子計算株式会社のクラウド環境にてシステムの稼働及びデータのバックアップを行っている。現在、システム標準化に対応すべく同社のクラウド環境にて本システムを稼働できるよう改修中であり、同社が構築したサーバーのみ運用可能であるため。
行政管理課	市有財産売払い（廿山一丁目）	令和7年9月5日	株式会社P i e z e O n e	～	2,263,400	株式会社P i e z e O n e が一体利用を目的とし隣接する里道の公用廃止・売払いを申請し、周辺地権者や所管である道路公園課も不要と判断し、公用廃止を行った里道敷の売払い。なお売払い価格の決定に先立って、不動産鑑定を実施していますが、随意契約を前提として時価よりも有利な限定価格での価格査定を実施しています。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第7号	里道敷は単独利用が難しく、隣接者の活用が有効と考えられます。不動産鑑定では随意契約を前提に時価より売却者にとって有利な価格で行われており、競争入札に適さないため、随意契約による売却が適切である。
行政管理課	市有財産売払い（甲田二丁目）	令和7年9月11日	中井 義幸	～	997,700	中井 義幸が一体利用を目的とし隣接する里道・水路の公用廃止・売払いを申請し、周辺地権者や所管である道路公園課も不要と判断し、公用廃止を行った里道・水路敷の売払い。なお売払い価格の決定に先立って、不動産鑑定を実施していますが、随意契約を前提として時価よりも有利な限定価格での価格査定を実施しています。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第7号	里道・水路敷は単独利用が難しく、隣接者の活用が有効と考えられます。不動産鑑定では随意契約を前提に時価より売却者にとって有利な価格で行われており、競争入札に適さないため、随意契約による売却が適切である。
行政管理課	市有財産売払い（甲田二丁目）	令和7年9月11日	井上 繁子	～	530,800	井上 繁子が一体利用を目的とし隣接する水路の公用廃止・売払いを申請し、周辺地権者や所管である道路公園課も不要と判断し、公用廃止を行った水路敷の売払い。なお売払い価格の決定に先立って、不動産鑑定を実施していますが、随意契約を前提として時価よりも有利な限定価格での価格査定を実施しています。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第7号	水路敷は単独利用が難しく、隣接者の活用が有効と考えられます。不動産鑑定では随意契約を前提に時価より売却者にとって有利な価格で行われており、競争入札に適さないため、随意契約による売却が適切である。
総務課	令和7年国勢調査富田林市コールセンター業務	令和7年7月7日	公益社団法人富田林市シルバーパートナーズ	令和7年8月1日～令和7年10月24日	1,745,856	令和7年国勢調査における市民及び国勢調査員等からの電話での問い合わせに対して、円滑かつ的確に対応するために、コールセンターを設置するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバーパートナーズ事業を積極的に推進するため。